

防大会第671号
昭和50年11月4日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長

検査官等会計機関の補助者の命免要領について（通達）

改正 昭和52年4月18日防大総第238号 平成10年4月9日防大総第405号
平成12年4月1日防大総第339号 平成19年1月9日防大総第7号

標記について、下記のとおり実施することとしたので通達する。

記

1 目的

予算執行職員としての補助者の責務を明確にし、かつ、命免行為の迅速化を図ることを目的とする。

2 対象とする会計機関等

予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条に規定する次に掲げる補助者の属する会計機関等。

- (1) 支出負担行為担当官
- (2) 支出負担行為担当官代行機関
- (3) 官署支出官
- (4) 官署支出官代行機関
- (5) 契約担当官
- (6) 契約担当官代行機関
- (7) 資金前渡官吏

3 命免の要領

- (1) 前項に定められた各会計機関等ごとに作成された「補助者任命簿」（別紙第2）により当該補助者の命免行為を行う。
- (2) 細部要領については別紙第1に定めるとおりとする。

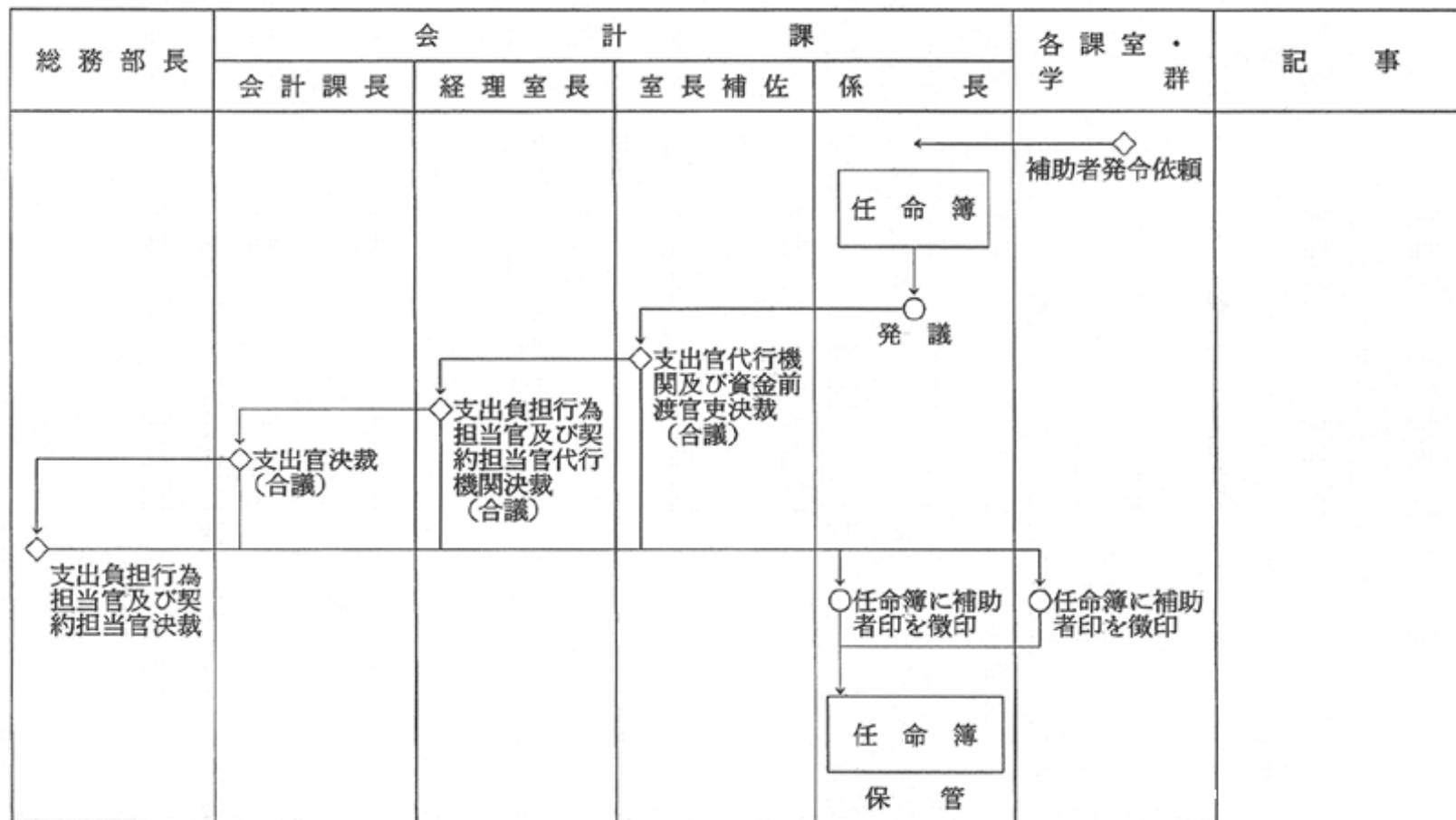
4 その他

この通達の実施日前に補助者に任命されている者については、改めて任命行為は行わず、別紙第2の様式に氏名・任命年月日等所要事項を登録するものとする。

補助者命免手続

別紙第1

補助者命免手続



別紙第2

支出負担行為担当官補助者任免名簿

支出負担行為担当官の補助者を命（免）ずる。

支出負担行為担当官
防衛大学校総務部長

決 裁 欄							職 名				備 考
支出負担行為担当官	会計課長	経理室長	室長補佐			起 案	補助者氏名	印	任命年月日	免命年月日	
補助者の事務の範囲											

注：1 補助者とは、予算執行職員の責任に関する法律（昭和25年5月11日）第2条第1項第12号による補助者をいう。
2 本名簿は、対象とする会計機関等ごとに作成する。